

教員募集要項

募集先	学園名	学校法人 玉手山学園		理事長	江端 源治
	学校名	関西福祉科学大学高等学校		学校長	玉井 宏昌
	勤務地	〒582-0026 大阪府柏原市旭ヶ丘3丁目11番1号 (雇入れ直後) 上記に記載の通り (変更の範囲) 変更なし			
	最寄り駅	近鉄大阪線 河内国分駅(徒歩約12分) 大阪教育大前駅(徒歩10分) JR大和路線 高井田駅(徒歩約20分)			
募集条件	募集教科	職 種	人数	応 募 資 格	
	英語 理科	常勤講師	若干名	①募集教科の高等学校教員免許を取得(見込み)の方 ②本校の建学の精神、教学理念を十分に理解し、教育目標に従って熱意をもって生徒指導に取り組める方	
	業務内容	(雇入れ直後) 校務全般(担当教科の授業、クラス担任、校務分掌、クラブ活動等)			
		(変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務内容と同じ			
	契約期間	令和9年4月1日～令和10年3月31日			
	試用期間	なし			
勤務条件	契約期間以降の更新	最長5年 但し、勤務状況、本校の人事編成状況等を検討した上、特に必要があると判断した場合に限り、専任教諭に登用する場合があります。			
	◎勤務時間	1年単位の変形労働時間制を採用			
	◎休憩時間	1年単位の変形労働による			
	◎休日	日曜日、祝祭日、創立記念日、その他学園が定めた日			
	◎時間外労働	あり(月平均12時間)			
	◎給与・賞与	初任給 約23万円(令和7年度実績) ※経験等により加算考慮いたします。 賞与 3.3ヶ月+13万円(令和7年度実績) ※初年度の夏季賞与は、2/6支給になります。			
	◎社会保険	私学共済、雇用保険、労災保険			
応募	◎諸手当	調整手当(基本給の約5%の額を所定時間外労働に対応する概算前払いとして支給) 通勤手当 扶養手当 補講手当 時間外勤務手当 (諸手当は学園規定により支給) ※本校では、クラブ活動は業務と認め、特別業務手当を支給しています。			
	提出書類	① 履歴書(自筆) ② 志望理由書(A4用紙 1～2枚) ③ 教員免許状の写し(または免許状取得見込証明書) ④ 免許更新講習受講済者は、更新講習修了確認証明書の写し ⑤ 誓約書 ※ 英語については、英語力に関する資格(英検、TOEIC等)取得年と共に明記してください。 ※ 応募書類は、採用試験終了後、責任を持って速やかに処分いたします。			
	応募締切	令和8年12月21日(月)必着 ※募集は随時。ただし、適任者の応募があり、決定次第募集を終了します。			
	採用時期	令和9年4月1日			
選考	選考方法	1次選考(書類選考)・2次選考(教員面接など)・3次選考(理事長面接など)			
	(注)1次試験の結果は応募者にご連絡します。合格者には2次試験の日時を併せてお知らせします。				
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。				
〈書類送付先〉 〒582-0026 大阪府柏原市旭ヶ丘3丁目11番1号 TEL 072-976-1112 教頭 豊島 一欽 宛 ※ 封書に朱書きで「高等学校講師 採用応募」と明記し、郵送してください。					

誓約書

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと(当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと)を、本誓約書をもって誓約いたします。

2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和 年 月 日

住所 _____

名前 _____ 印 _____

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。